

令和5年度
第2回泉大津市総合教育会議

令和5年12月20日

泉大津市

令和5年12月20日(水)午後1時30分より令和5年度第2回泉大津市総合教育会議を泉大津市役所3階大会議室に招集した。

出席委員等

市長 南出 賢一
教育長 竹内 悟
教育委員 西尾 剛
教育委員 池島 明子
教育委員 奥 健一郎
教育委員 澤田 久子

出席事務局職

政策推進部長	東山 博文
政策推進課長	野村 忠明
教育部長	丸山 理佳
教育部次長兼教育政策統括監	鍋谷 芳比古
教育部教育政策課長	大塚 和弘
教育部指導課長	藤谷 考志
教育部生涯学習課長	中山 裕司
教育部スポーツ青少年課長	大和 宏行
教育部指導課長補佐	松葉 康孝
教育部指導課長補佐	山本 圭亮
教育部指導課長補佐	表 一成
教育部教育政策課	三上 達朗
教育部教育政策課	友永 彩絵

協議事項

- (1) 教育大綱について
- (2) 各課の年間取り組み報告について
- (3) 学力向上プランについて
- (4) その他

開会の挨拶

◆市長（南出賢一）皆さんこんにちは。本日は年末のお忙しいところ、第2回目の総合教育会議にご出席いただきましてありがとうございます。委員の先生方、また関係職員の皆さん、学校現場の先生におかれましても、泉大津の子どもたちのために、どう教育を良くしていくかということで日夜ご努力いただいておりますこと心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

実は今日の午前中は農林水産副大臣が公務視察に来ていました。農林水産省近畿農政局の方が来ていまして、まさに今進めていただいている農業連携からの給食の取組みで、健康をどう守っていくかというところに非常に関心を持っていただいていた視察に来ていただき、大変感銘を受けていただき、こういった取組みを日本全国にどう広げるかということと、農業から健康にどう繋げるかということも非常に関心を持っていただきました。そういう部分も、子どもたちにしっかりと還元されるように、皆さんが頑張っていることに対して改めて誇りを持っていただいて、一歩でも良くなるように皆さんと頑張っていきたいなと思います。

今日の案件ですが、教育大綱についてということで、これからの泉大津の教育の大きな方向性、骨子を示す大事なものになってきますので、忌憚のないご意見をいただきながら、一歩でも泉大津の教育が良くなるように皆さんと頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(1) 教育大綱について

◎教育政策課政策総務係長（三上達朗）令和6年度末にて期限を迎える教育大綱について議題に挙げさせていただいております。現在の本市における教育大綱の状況としては、平成28年度に教育振興基本計画が策定された後の5月に開催された総合教育会議の場で、教育振興基本計画の「基本理念」「基本方針」の部分をもって教育大綱とし、その期間を当時の市長任期と合わせて4年間とすることが決まりました。現在の泉大津市教育大綱の策定の際は、令和元年11月の総合教育会議の場で教育振興基本計画をもって教育大綱に代えることが決定しております。計画をもって大綱としている関係上、現在の泉大津市教育振興基本計画が令和6年度末をもって終了することに伴い、教育大綱についても今後の検討が必要となります。

大綱の策定について、法的には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律により地方公共団体の長が定めるもの」とされています。また、文部科学省通知により、教育振興基本計画、その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないとされています。

教育振興基本計画とは、教育基本法第17条第2項に定める教育振興のための基本計画で、本市においては先に説明したとおり、平成28年度に策定しております。次期計画案としては、A3表裏1枚程度の計画を現状考えております。今回の第2次（期）計画では、児童・生徒ならびに保護者や教員、市民に対し、本市がめざす教育を明確にするとともに、手に取りやすく、目を通しやすく、伝わりやす

いことに重点を置き、計画の軸となる方針やその考え方を示すものとなっております。なお、目まぐるしく変化する教育政策に対応するため、計画期間は4年間としております。計画のイメージについて参考となる計画がございますので、お示しします。こちらは埼玉県戸田市の第4次戸田市教育振興計画です。戸田市の教育振興基本計画が本市が考えているものと近い形で、A3表裏でキャッチフレーズであったり理念であったりが掲載されていて、よくあるような大量のページ数があるものではなく、簡易的な、よりわかりやすいものをめざしたもので、こちらは概要版ではなく本編になっております。PDFの中にリンクが貼られており、現状の計画に対する進捗状況はホームページで確認することができるという立て付けになっています。本市においても、次期計画についてプレスト会議を3回ほど行い、やはり手に取りやすいものがないという話になりましたので、今回の策定に関しましては、こういった形をめざしていきたいと思っています。会議体についても、改めて策定委員会等を設けるのではなく、既存の会議体を活用した検討を進める予定です。アンケート調査に関しても、無作為アンケートの実施はせず、関係者を通じたアンケート調査を行う予定です。特に学校関係者に関しては、校務支援システムを活用した電子アンケートにより事務の効率化をめざす予定です。

今後の計画の策定スケジュールについて、予定になりますがご報告します。令和5年度中に策定支援業者の選定、契約締結を行うことにより計画策定支援の体制を整えます。令和6年4月から11月にかけてアンケート調査、会議体における検討を経て素案を作ります。12月から本計画に対するパブリックコメントを実施する予定ですので、仮に計画をもって大綱とする場合、素案が出来た段階で再度、総合教育会議の場で協議・調整が必要となります。その後、パブリックコメントでいただいたご意見等を踏まえ、令和7年2月に計画案を教育委員会議で報告のうえ、市議会にも報告いたします。その後、令和7年3月に計画最終案を教育委員会議にて報告のうえ、ご承認いただきましたら、公表する流れになります。

◆教育委員（奥健一郎）ご説明ありがとうございます。埼玉県戸田市のものを参考にしたということですが、計画の進め方・流れを参考にしたということで、内容について何か参考にしたところはありますか。

◎教育政策課政策総務係長（三上達朗）現状、計画の中身につきましては検討中で、計画冊子についてA3表裏で手に取りやすいものと考えております。

◆教育委員（奥健一郎）わかりました。

◆教育委員（西尾剛）これまでの教育振興基本計画は、非常にページ数の多い、冊子のような、読んでいただけるのかなというような内容でしたが、今回はA3の紙1枚表裏だけ。大きな変革ですね。しかし、成果物がA3の紙だけであるならば、作成するのに支援業者を選定する必要がないのではないかと思います。A3表裏1枚ぐらいだったら、事務局で十分作成可能ではないかという疑問を持っているのですがその点はいかがですか。

◎教育政策課政策総務係長（三上達朗）おっしゃるように自前で考えるということも考えられるとは思いますが、新たなことに取り組むということに関して、計画策定に携わった業者などの知見を参考にする必要はあるという判断をしたため、今回は業者を選定することとしました。

◆教育委員（西尾剛）しかし、たった1枚の紙で、内容的にも分量的にも知れているわけで、結局基本的な方針しか書けないと思うんですね。それぐらいだったら、先ほどの戸田市とか他市のこれまでの基本計画、あるいは大綱を参考に十分作れるように思うのですが。支援業者を頼んだとしても、おそらく独自の理念、ノウハウがあるわけではなくて、他の自治体の例をいろいろ見てまとめる程度で、

同じことのように思うのですが。

- ◎教育政策課長（大塚和弘）成果物としては、計画本編A3表裏になるのですが、計画を策定するまでのプロセスもございまして、先ほど説明いたしました、例えば、アンケートも計画を策定するプロセスとして考えております。その対象も保護者であったり児童・生徒であったり地域の方であったりと多岐に渡ってアンケートを取っていかうと思っておりますので、アンケートの設定、集計、結果に基づく分析など、そういった業務も発生してまいりますので、そこを事務局で全て担うのは効率的ではないかなというところもあり、業者の知見等も活用しながら行っていきたいと思っておりますので、自前ではなくコンサルと一緒に交えながら検討していきたいと考えております。
- ◆教育長（竹内悟）三上係長、先ほどの戸田市ホームページの計画からリンクに飛ぶ画面を見せてもらえますか。A3裏表1枚が成果物として出されるんですが、ホームページに掲載している計画からクリックして飛んでいくと、より細かい内容が出てくる。そういう流れになっていて、紙面に全ては載せられませんが、手に取って見てもらうというのが一番の目的です。これは僕がお願いしたのですが、現職の校長の時に、春の園所長会の時にこの冊子が置かれているんです。さあ見るかと思って学校に帰るけど、そのまま戸棚に入ってしまうのが現状で、泉大津市は市長も教育委員会もこの方向を向いている、という中身をなかなか理解してもらえない。何とかそれを理解してもらおうという目的で、成果物はA3裏表にする。ただ、その中身の詳細は、市役所のホームページの教育委員会のページに詳細なものを載せていくという案で進んでいる状態です。
- ◆教育委員（西尾剛）意味がわかりました。
- ◆市長（南出賢一）わかりやすくすることで、保護者も学校も含めた共通認識ができることは大事だと思うのですが、教育の目標というか、ふわっとは皆さん書くのですが、共通で理解ができる自立目標みたいなものがすごく大事じゃないかなと思うんです。例えば、義務教育を終える中学校卒業時には夢とか目標とか志を持っているとか語ることができるとか、せめて自分のお弁当ぐらい作ることができるとか、英語で自分のことをプレゼンテーションすることができるとか、そういった普遍的な目標があると、そこに向かって、この子が今どういう状態かというのが、学校の先生も保護者も子どももわかる。教育長がよく「めあて」と言いますが、せめて泉大津の教育を受けたら卒業する時にはこういう状態には頑張るだろうね、そこに対してみんなで応援しようね、というような、共通言語になる目標設定を一定明確にすることも大事じゃないかなと思うのですが、そのあたりについてどう考えているか教えてもらえたらと思います。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）先ほど申し上げたように、これから当計画のプロセスに入っていきますので、関係各所の繋がりという就学前教育との繋がり等も踏まえての検討になっておりますので、そういった視点も含めて計画をどういうふうに落とし込むか検討していきたいと思っております。
- ◆教育委員（奥健一郎）個人的には1枚の計画というのは非常に良いかなと思います。これはビジネスの話になってしまうのですが、例えば企業広告も、実例ですが、あるサプリメント会社が一生懸命に自分たちの良いところを書いたチラシを商品と一緒に送っているのですが、字が小さくて読めないんです、内容以前の問題として。つまり冊子にすると、すごく実績として出ているように見えるのですが、さっきおっしゃったように誰も読まないんですよね。だから、きちんと読んでいただける形にして、その中で市長がおっしゃった目標設定をして、どこまで到達できているのかという、その1点だけに絞って載せると、皆さんも共通して頭に入るの、そういうやり方がいいんじゃないかなと思います。

- ◆市長（南出賢一）ありがとうございます。良い計画になるようにということと、関わる皆さんが共通認識で子どもたちに向き合えるような計画になるように、期待しておりますのでよろしくお願いいたします。

（２）各課の年間取り組み報告について

◎教育政策課政策総務係長（三上達朗）まずは教育政策課よりご説明します。学校施設整備、学校施設バリアフリー化推進、学校水泳授業委託、学校給食メニューのさらなる推進についての４点についてです。

まず、学校施設整備について、小・中学校の長寿命化改良工事を順次実施しているところです。工事の中では、泉大津市教育施設再編計画に基づき、地域交流ゾーンを順次整備しているところです。運用形態に合わせて施設整備内容を固めていく必要がございます。

続いて、学校施設バリアフリー化推進についてです。学校施設におけるエレベーターは大規模改修に合わせて順次設置を進めているところですが、車椅子利用者が在籍していますが、改修工事の実施までの期間が長い学校がどうしてもあります。令和５年度に関しては、そういった学校、具体的には東陽中学校、誠風中学校におきまして、こちらの写真のような斜行型段差解消機を設置して、バリアフリー化を進めてまいりました。

次に、小学校の水泳授業委託についてです。天候により授業時間確保が不安定となるケースや施設の維持管理等の問題があることから、令和４年度に条東小学校をモデル校として民間施設において水泳事業を実施し、令和５年度からは全校で実施しております。実施場所としては、市内のみで全校実施することが難しいため、他市も含めた水泳授業委託をしておりますが、他市の学校においても水泳授業の民間委託は増加傾向にあり、今後、民間施設所在地の学校水泳授業の受託を優先されるという懸念がございます。

最後に、学校給食メニュー充実のさらなる推進についてです。小・中学校の給食については、令和４年度から「旬の食材」の提供も目的とした「ときめき給食」を開始しています。全国各地の自治体との農業連携により、有機米・特別栽培米に金芽米加工を行い、令和５年度から毎日提供しております。今後の展望としては、農業連携の効果を最大限発揮するため、給食メニューの充実と食育の推進を目的として、季節を感じるができるフルーツの提供を検討中でございます。ただ、カットフルーツ等を提供する場合の消毒の運用方法については検討が必要です。

◎指導課長（藤谷考志）続きまして指導課から、令和５年度の取組み５点について報告させていただきます。１点目は、最近では校内支援ルームなど、別の呼び方で呼ぶことも多くなっていますが、小学校における校内適応指導教室の設置と指導員の配置についてです。今年度から条東小学校をモデル校として実施しており、条東小学校では、メイトクラスと呼んでおります。条東小学校をモデル校とした理由については、教育支援センターの適応指導教室である「スマイルステーション」から距離が遠いという立地や、教育支援センターは、小学生は保護者の送迎が必要ですが、送迎できない等のために通うことができない児童が小学校にいるためとなっております。現在、支援員を週１５時間配置して指導教室を運営しております。不登校の児童・生徒については、様々な児童・生徒がおり、教室に入れなくても学校に登校はできる児童・生徒もいます。そのような児童の居場所づくりとして成果があがっています。現在、常時６名が活用しており、昨年度不登校

として計上していた児童もいて、今年度はそのような子について、欠席することもあります。大幅に改善している状況にあります。

2点目は家庭教育支援事業についてです。家庭教育支援事業は、子育て等に困り感のある保護者のエンパワーメントを目的とし、平成17年から実施しているものです。家庭教育支援サポーターについては、保護者さんの話に傾聴・共感できるなど、カウンセリング講習を受講し、心理スキルを持っている方としており、今まではサポーターのリーダーが、日本プロカウンセリング協会泉大津校の代表をされていることから、その関係でサポーターとして登録していただいております。しかし、それだけだと、なかなか新規の方が見つからないため、人材確保、人材育成が昨年度の段階で課題として挙げられていました。また、この事業は各校で活用していただく事業となりますが、教員の入れ替わり等もあり、各校でのさらなる有効活用も課題とされてきました。そこで今年度、新規サポーター養成講座を市主催で行っております。年間2回の実施を計画しており、すでに終了した前期講座では5名が受講し、5名全員が新規サポーターとして登録、活動していただいております。また、後期講座も現在2名の方に受講していただいております。各校でのさらなる活用という課題については、小学校における教職員向けの研修を改めて実施するとともに、サポーターのリーダーにスーパーバイザーになっていただき、サポーターへのコンサルテーションを実施するなど、資質の向上にも努めております。

3点目は、教職員研修の充実についてです。まず、道德教育の推進として今年度、誠風中学校において、全クラス公開の大阪府中学校道德教育研究発表大会を開催しました。市内中学校の教員全員と、小学校からも各校複数名の教員が参加しました。また、道德については、誠風中学校区の小学校においても、校内研修を講師を招いて実施するとともに、夏季教職員全体研修会では、全教職員を対象に研修を行いました。その他にも、指導教諭等による研修をはじめ、教職員研修の充実を図っております。授業づくり、学級づくり、ICT、食育など、教職員にとって、「行かなければいけない研修」から「学びたい研修」への変換を図り、教職員の資質向上に努めております。

4点目は、スクールロイヤーの活用についてです。学校で生起する様々な事案について、深刻な状況となる前に、教育に精通した弁護士の先生に相談し助言を得ることで、法的根拠を持った対応を行い、早期解決を図るためのものです。現在までに相談カードで相談した件数が3件、電話等での相談が4件、約10回。また、管理職へのロイヤーからの研修も行い、その中でも事例として相談が3件ございました。他にも随時、指導課からの相談も現在までに約10回させていただいており、相談が必要な時にすぐに相談させていただくことができ、的確な助言をいただくことでの的確な対応に繋がっていると感じております。

最後になりますが5つ目は、学校行事における看護師派遣についてです。昨今、様々な基礎疾患のある児童・生徒が年々増加してきている中、学校においては、看護師等の医療専門職が在籍しておらず、医療専門職ではない養護教諭等が様々な対応をしている状況にあります。そこで、宿泊行事や校外学習等においては、様々な基礎疾患のある児童が安心して学校行事に参加できたり、児童の急な体調不良への対応ができたりするように、看護師を派遣しているものです。現在までに宿泊行事については、林間学校10件、修学旅行9件、日帰り行事1件に派遣しております。養護教諭は、病気やけがの対応だけでなく、児童・生徒の心のケアの対応など、心の健康に大きな役割を果たしております。看護師がいると、場合によっては養護教諭と看護師で役割を分担することもできます。また、宿泊行事においては、今まで養護教諭が宿泊行事に参加すると、学校に残る他の学年は養

護教諭がない中で学校生活を過ごさなければいけませんでした。看護師がいないと、看護師が宿泊行事に参加し、養護教諭が学校に残ることもできる等、非常に有意義な活用ができております。

- ◎生涯学習課長（中山裕司）生涯学習課の令和5年度の取組みとして、子どもの読書活動推進計画策定や地域利活動の実証事業、弥生学習館の大規模改修等々を行っていますが、今回はデジタルアーカイブの活用促進とまちなかアートフェスの開催についてご報告させていただきます。

デジタルアーカイブの活用促進については、本市が有する数多くの文化財をデジタル化し、その魅力と価値をインターネット等で広く発信・PRすることで、市民だけではなく、他市の方や専門家にも泉大津市を知ってもらうことができ、本市の文化的魅力度の向上に繋がるものと考えております。令和5年1月に開設し、現在、朴斎文庫、古文書、市の古い写真資料、民具など約500点、1万3000カット掲載しております。令和5年度の取組みとしては、図書館振興財団の補助金を活用し、繊維産業資料の追加やデジタルで工場見学ができる仕組みを現在作成しており、令和6年3月には公開する予定となっております。工場見学のイメージ動画をご覧ください。こちらは、起毛工場ですが、織り、染め、縫製工場の4つあり、毛布工場の360度のパノラマ画像を組み合わせることで、児童たちが安全に工場見学ができるということのほか、実際のフィールドに出るための事前学習のツールとしても活用していただけるかと思っております。このデジタルアーカイブを小・中学校の授業教材として利用する取組みも進めており、今年度は楠小学校をモデル校とし、教材づくりのスキルを学ぶ、職員向けの研修を実施しました。これは教材づくりワークショップの写真です。実際の授業実施まで行う取組みも今後実践していくことになっており、学校の授業等で活用することにより、さらに子どもたちの泉大津市への郷土愛、愛着心の向上を図っていきたいと考えております。今後は、活用してもらいやすい仕組みを作っていくことで、泉大津市の文化財や歴史を誰もが身近に感じ、気軽に触れることができるようにしていきたいと考えております。

次にまちなかアートフェスの開催についてです。11月25日に「主役はみんな。まちなかでアートやカルチャーに気軽に触れられる1日を作る」という、ブンカミーティングから生まれた市民提案型の文化・芸術イベントとして今年度初開催いたしました。本年度の様子を紹介させていただきます。まず、テクスピアホールではダンスコンテストを初開催し、写真の左端の2人組が優勝しました。こちらは優勝発表の際の動画ですが、会場は満席で、すごく盛り上がり、皆さんすごく感動していました。こちらは大ホールの様子でしたが、小ホールでは、泉大津ギャラリーとしまして、市展をリニューアルし、展覧会を行いました。こちらは、アルザ泉大津の様子で、アトリウム周辺の中と外で音楽、ダンス、書道、様々なステージショー、体験イベントを行いました。続きまして、シーパスパークでは、吹奏楽団による演奏であったり、ダンボールトンネルを子どもたちが作って遊んだり、ヨガ教室だったりが行われました。モントパークでは、水彩画のペイントショーやいろんな制作をする体験ワークショップを行いました。中央商店街のウッドデッキでは、繊維の廃材を使って大きな怪獣をみんなで作りました。南溟寺では和菓子作りの体験や、琴の演奏と立体紙切りパフォーマーのコラボを行いました。

まちなかアートフェスの未来としましては、現在行っているブンカミーティングを継続して行っていくことで、若い世代を中心とした文化・芸術活動を新たに担う人材の育成と、文化・芸術活動に関わる人を増やして裾野を広げていきたいと考えております。今回の開催は、泉大津駅周辺という形になりましたが、より

多くの市民の皆さんにも携わってもらうことで、市民とともに成長し、市民が中心で市内全域で行う本市を代表するようなイベントに育てていきたいと考えております。

- ◎スポーツ青少年課長（大和宏行）スポーツ青少年課は、スポーツ施設整備事業及び青少年育成事業について説明させていただきます。まず、スポーツ施設整備事業については、市の総合体育館において、空調設備の設置を行っているところです。現在、総合体育館は建てられてから40年程度経っており、空調設備については、大体育室以外の部屋は完備しているのですが、大体育室は設置しておりません。スポーツ環境の整備という点と、大規模災害の避難所にもなり得ることから、空調設備の設置を今回進めているところです。

今回設置する空調設備は「ふく射冷暖房システム」というもので、従来の冷たい空気や暖かい空気を送り出して、部屋を冷ましたり温めたりするというような装置ではなく、床面を冷やすことで部屋全体的の温度を調整するというようなシステムを導入しております。メリットとしては、床下に空調の設備を入れ込むので、利用面積を機械を設置することで狭めないということや、気流が出ないので、バドミントンや卓球といった競技に影響を与えないという点がございます。イメージは、夏場にトンネルに入ったときに風は吹いていないけどひんやりとするようなことがあるかと思えます。それは、トンネルの全体面が冷やされて、トンネル内の空気が冷やされている、風を送って冷やしているわけではないことがご想像いただけるかなと思えます。今回の空調も床面を冷やすことで全体的に冷える、逆に温めることで全体を温めるようなシステムです。

また、床面の工事をするにあたり、今までフローリングを採用していましたが、右側に書いているように、ウレタンのタラフレックスという素材を使ったコートに変えていくことになっております。フローリングについては、直近で岸和田市で起こったことがニュースにもなったのですが、ささくれ等でけがをして問題になったケースもございました。工事前の画像で総合体育館のフローリングを確認した時に、少し傷んだところが発見されたということもあるので、安全面への配慮もできると考えております。現在は、床面を全部剥がし、床下の工事を手入れして、新たに床面を作り変えた状況になっております。本日以降は、床下の空調工事ということで、床下を主に工事を進めて、3月15日竣工を目指しているところです。

続きまして、青少年育成事業ですが、こちらは「放課後子ども教室」という事業で、子どもたちが放課後を安全安心に過ごし、多様な体験・経験ができるよう、地元住民の参画を得て、子どもたちが自由に遊べるような場を増やしていくという目的から実施している事業です。泉大津の現状としては学びっこ支援ルーム、学習支援のようなものですが、それを週2回小学校8校で行っています。そして、土曜日の開催ですが、学校の図書室の地域開放。また、おおさか元気広場、校庭を開放して遊んでもらうという事業を浜小学校で行っています。目標としては、放課後に全小学校の全児童が、放課後子ども教室というような場で、遊んで帰ってもらえるような仕掛けを整備していきたいと考えており、その前段階として、モデル校を対象に、今年度2回ずつ、地域の方の力を借りて体験事業を行っております。

まず1校目として、11月25日に条東小学校で「親子ドッジボールと焼き芋大会」を開催しました。みらい応援隊、PTAに参画していただき、放課後NPOさんの協力を得て、ドッジボール日本代表の方に来ていただきました。親子でドッジボールをしていただくとともに、終わった後は焼き芋を食べていただくというイベントをしたところ、親子で参加いただいた数が約150名でした。続きまし

て、11月28日に旭小学校で折り紙ヒコーキ教室を開催しました。こちら地域からは、あさまち協議会、みらい応援隊、PTAの皆様に参加いただき、折り紙ヒコーキ協会の方の指導のもと、折り紙ヒコーキ体験をしていただきました。子どもたちが講師の言うとおりに折っている中で、難しいところを地域の方がアドバイスを、地域の方々に子どもたちが教えていただくような、そういうところがすごく印象的でした。最後に、12月13日に上條小学校で「文化箏に触れてみよう」ということで、北公民館で活動されている講師をお招きして、みらい応援隊と一緒に、希望する児童に対して文化箏の指導をしております。参加人数は少なかったのですが、印象的なのが、帰りの挨拶で子どもたちが地域の方々と会話を交わす光景が見られたことです。そういった場面を見ると、地域の方が子どもたちに関わることは、教育的にもすごく効果があると感じました。こういった取り組みを全校的に今後広げていきたいと思っております。

◆教育委員（奥健一郎）ありがとうございました。それぞれの課でお聞きしたいことがあります。まず教育政策課ですが、学校水泳授業委託で、委託ということは本当に素晴らしいことだと思っております。委託と丸投げは違いますので、委託する場合でも学校の先生はその現場にいらっしゃると思うのですが、先生はただ黙って見ているだけなのか、それとも何かするのでしょうか。

◎教育政策課長（大塚和弘）水泳授業の委託については、奥委員がおっしゃる通り丸投げということではなく、あくまでも委託の業務としては、水泳の実技指導になりますので、その他の評価項目については、担任の先生を中心にプールサイドで子どもを見守りながら、きっちり自分の目で見て評価するという棲み分けを行っているところになります。

◆教育委員（奥健一郎）ありがとうございました。次に指導課ですが、教職員研修の充実というところで、指導教諭等による研修、「行かなければいけない研修から学びたい研修へ」という、よくこういうタイトルをつけていただいたなと思えます。例として食育も書いてあるのですが、実際に行った結果、先生からどういう反響があったのかというところをお聞きできますか。

◎指導課長（藤谷考志）食育ですが、指導栄養教諭が大阪府で研修を受けてきたものについて、伝達をしたものです。現在、指導栄養教諭が各校を回って、興味関心を持てるように広めていっているところです。例えば、小津中学校であれば、「共創の時間」で、「ウクライナにカレーを」や「パンケーキづくりを」等、興味関心を引きながら、食育も深めているというところです。

◆教育委員（奥健一郎）ありがとうございました。生涯学習課のまちなかアートフェスですが、非常に素晴らしい取り組みだと思っております。具体的で恐縮ですが、この中に彫刻はあるのでしょうか。別に全身の彫刻じゃなくて、顔だけとか抽象的なちっちゃな彫刻だとか、そういうものはあるのでしょうか。

◎生涯学習課長（中山裕司）展覧会があるのですが、彫刻の部門はなくて、自由部門があります。ただ、彫刻は今回、作品としては出ていなかったと思います。部門として彫刻というのは今のところはないです。

◆教育委員（奥健一郎）あったら面白い、抽象的なものが出てくるかもしれないなという気はいたしました。最後にスポーツ青少年課ですが、放課後子ども教室に関して、具体的に地域の方と子どもとで放課後にどういう話し合いをしているのか。例えば、私が一緒にやっているところは具体的に職業紹介をしております。地域の方、例えば映画監督さんがいらっしゃれば、その方が孫にあたる世代の人と、どういう仕事なんですかという話をしたり、ラーメン屋の店長さんがラーメン屋の仕事の話をして、子どもが質問したりとか、そういうような地域との交流をしているんですが、この放課後の時間というのは、地域住民の方でどういうお

話をしているのか具体的に教えていただければと思います。

- ◎スポーツ青少年課長（大和宏行）実はまだ泉大津では、地域の方が講師になって教えていくというところまでは至っておりません。その前段階で、地域の方々のアイデアがいかにか子どもたちに、放課後に還元できるかという仕組みのところを放課後NPOさんを通じて作っていつているところです。なので、今その前段階で、まずこの活動を、イベントを通じて地域の方々に知っていただく、それで仲間になっていただく、そこから地域の方々ご自身で何ができるかというのをどんどん広めていつているところを作っているところです。
- ◆教育委員（奥健一郎）素晴らしい取組みをたくさんされていると思いました。ありがとうございます。
- ◆教育委員（西尾剛）校内適応指導教室ですが、今年学校訪問に行った時に見せてもらいましたが、実に素晴らしい取組みだなと思いました。最初は、学校に登校はできるけれども教室には入れない子がいるということが信じられないというか、なぜ学校まで行って教室に入れられないのかと思いました。でも、実際に話を聞くと、学校に登校して、みんなは普通の教室で授業を受けて、自分は適応指導教室に入って自分で勉強する。休み時間のチャイムが鳴ったら、みんなも廊下に出てきて、自分も廊下に出て、普通に友だちと会話したりして遊んで、また始業のチャイムが鳴ったら友だちはみんな教室に行って、自分は適応指導教室に行って自分で勉強する。廊下で友だちと交流できるんだったら一緒に元の教室に入って勉強すればいいと思うのですが、それができない。なぜそうなのか、僕はその心理状態はわかりませんが、とにかくそういう子が実際にいるということ。そういう子は恐らく、何とかして普通に学校生活を送りたいと思っていると思うんですね、心の中では。ただ、どういう理由かわからないけどできない。もがいているというような状態だと思うんです。ですから、そういう子もこうやって学校に行って、他の教室に入って、休み時間に友だちと交わってれば、何らかのきっかけで元に戻れる可能性も十分あると思うんです。だから、こういう教室を校内に作るということは非常に意義深いと思います。実際、小学校には空き教室があることが多いですから、あとは監督というか、見守る講師さえ1人いれば、いくらでもできるわけです。そんなに費用はかからないと思う。講師代とちょっと教室を改装する費用ですから。問題は恐らく、そういう児童に適切な対応、指導ができる講師を採用できるかどうかということだと思うのですが、ぜひともそこを頑張って、できるだけ多くの小学校に広げるようにしていただきたいと思います。
- ◆教育委員（奥健一郎）私も言おうかどうか迷ったのですが、私はすごく気持ちがわかりまして、社会人になってから私はこれがありまして、ある霞が関の中心官庁にいたのですが、霞ヶ関の駅に降りるとお腹が痛くなる、門をくぐると頭が痛くなる、そして課の前に行くとき吐き気がして、ということが結構あって、これは本当によくぞ作ってくれたなと本当に感銘を受けました。本当にこの子どもたちの気持ちがわかります。
- ◆教育委員（澤田久子）各課のいろんな取組みを説明していただいて、感想も含めてですが、本当に子どもたち一人ひとりのために、各課のすべきことをいろいろ取り組んでおられてすごくいいなと思いました。本当にお金のかかることもたくさんあると思うんですけども、例えば、小・中学校の長寿命化改良工事とか、建て替えも含めて、莫大なお金がかかっていると思いますが、綺麗な学校になると子どもたちの心も落ち着くというか、環境というのは、子どもたちが生きていく上ですごく大事なことだと思うんですね。こういうことを順次していただければ本当は本当にありがたいと思いますし、体育館も綺麗になるということで、誇らしい泉大津の財産になるのではないかなと思うので、とってもありがたいなと思

います。

それから今年から始まったまちなかアートフェス、私もいろいろ見させていただきましたが、これが今後、より改良もされながら、どんどん定着して、泉大津の文化・芸術が、どんどん市民の皆さんも含めて発信できるような取組みに発展していくことを望んでいます。デジタルアーカイブも、子どもたちも見られますし、子どもたちだけじゃなくて、大人もいろいろ見ることができるし、泉大津にこんなにいろんな財産があるんだということがわかるのは、すごいことだなと思うので、こういう取組みもすごくいいなと思いました。

また、細かいことになりますが、私は学校現場にいた人間ですので、例えば、学校行事に看護師さんを派遣していただけるというのは、これだけ見るとそんなに大変なことではないように思うかもしれませんが、宿泊行事に養護教諭がついていくと、学校に残っている子どもたちの数が多いのに、何か怪我をしたり、病気になるっても見てもらう者がいなくて、留守を預かっている者は本当に心配な期間を過ごすことになるんです。でも、こうやって看護師さんを派遣していただきますと、宿泊行事に行く子たちも安心ですし、学校に残っているたくさんの子もたちも大変安心して学校にすることができるというのも、とってもありがたいことだと思います。教員も含めて、いろんなことで支援していただけていることが大変ありがたいなと思いますし、もっといい方向に進めていただけたら大変嬉しいなと思いました。感想になりますが。

- ◆教育委員（池島明子）今、澤田先生から学校の看護師派遣のお話がありまして、1点お願いがあって、無理かもしれないのですが、派遣の看護師さんといえども、現場で子どもたちの心の拠り所といいますか、あの人がいたから、というような安心にも繋がると思っていますので、可能な範囲で結構ですので、継続的に同じ方に参加いただくようにしていただけたらと思います。多分、看護の派遣会社さん等に依頼されると思うのですが、少し気を遣っていただけたら、「去年、学校行事で一緒だった看護師さんがまた来てくれるんだよ」とアナウンスするだけで、子どもたちの不安が少しやわらぐということもあるんじゃないかなと思います。

もう1点ですが、コロナ禍から、いろんな地域での取組みができるようになったということで非常に素晴らしいなと思っております。青少年育成事業について、放課後子ども教室等々あると思うのですが、私も他の市町村でこういった活動に協力させていただいているのですが、学校現場の行事予定とあまりかぶらないようにという日程設定をされることが多いと思います。それが逆効果で、日程設定が悪くて子どもたちの集まりが悪いというようなことが多々、関わらせていただいている中ではあるように思います。この内容だったから集まりが悪かったのではなくて日程設定が悪いから、ということにならないようにということと、先ほど地域の方を先々、指導者になってもらうために巻き込んでいって、その中で私も何かできることを、ということを見つけていただくということもありますので、日程設定が一番難しいと思うのですが、ぜひご尽力いただきまして、1人でも多くの方がご参加いただけるようにということと、その小学校以外の学校区外の方にもお声掛けいただいていると思うのですが、どうしても自分の子どもがいる校区の小学校以外の行事にはなかなか行きにくいということもあるかと思いますが、案内もそれはまわしていただきまして、他の地域からも参加いただけるということが可能であれば、そのような取組みをすることで、将来の指導者に繋がる方の発掘にも繋がるのではないかなと思いました。

あともう1点、教えていただきたいのですが、スポーツ施設の整備事業について、体育館のふく射冷暖房システムなんですけど、こちらは、夏の暑いときに床が冷たいというのは、我々室内スポーツをしていた人間はよく知ってまして、暑

いので床にひっついて体を冷やしたりとかっていうことはやっておりました。ただ、種目によっては上に畳を引かないといけないとか、リングを作らないといけないとか、マットを引かないといけないというような行事があった時の温度差等ももちろん加味された上で業者さんがされていると思うのですが、そういったことへの配慮といいますか、そういった心配をされている方にも大丈夫ですよというようなアナウンスがあるともっといいかなと感じました。

◎スポーツ青少年課長（大和宏行）ありがとうございます。もちろん、そういう不安を持たれる方もいらっしゃると思うので、アナウンスはさせていただけたらと思っているのですが、実際のところ、このシステムで床がきんきんに冷えて全体が冷えるというわけではないんです。床から冷たい風を送りながら、全体的に側を冷やしていくイメージを持っていただけたらと思います。なので、例えばマットを引いたからといって、そこで熱が遮断されて冷えが悪くなるといったこともございません。そういうことを踏まえて説明させていただけたらと思っております。

◆市長（南出賢一）放課後子ども教室の日程調整の件はいかがですか。

◎スポーツ青少年課長（大和宏行）放課後子ども教室の日程ですが、まだ始まったところですので、学校側のいける日程と調整しながらというのは、現段階では仕方のないところかなと考えております。ただ、これも最初に申し上げたとおり、最終目標としては、平日の放課後、自由に子どもたちが遊べることを目標にしていますので、最終的にイベントではなくても、校庭を開放しながら、子どもたちが一定の時間までは学校で遊べるような環境とか、そういったところを目指していますので、最終的に日程調整がいらない、学校への配慮がなくても自走できるようなやり方ができたらと考えております。校庭とかに地域の方が入ってきて、一緒に子どもたちと遊んで、子どもたちが帰っていくような、学校とは別に活動できるような場になっていけばと考えております。

◆市長（南出賢一）ぜひ学校と良い連携をしながら、地域の方を巻き込みながら、良い環境ができればと思います。

◆教育長（竹内悟）今、市長から、学校と連携をしてというお言葉があったと思うのですが、青少年育成、生涯学習の一環で、学童保育について、どうしても学校の先生からすると、学童保育は学校とは別物、と受けとめられている長い歴史がありましたから、その辺も含めて、学校の先生にも知ってもらわないといけないし、このシステムがどういう巡りになっているのかということも管理職にも説明して、管理職から教員に説明していってもらふ必要性をものすごく感じます。ただ、学校側が何もしていないかと言ったらそうではなくて、様々なことをやっていて、先ほど奥委員が言われていたのも、キャリア教育の一環でいっぱいやっているんです。ただ、それと青少年育成事業とどう関連づけていったらいいんだろうというところで、皆さんが悩んでしまって、お互いにバラバラでやっちゃっているような無駄な状況もあつたりするので、より深い連携の必要性をものすごく感じました。

また、いつも市長がいろんなところで泉大津を宣伝してくれているおかげで、ここ最近、特に旭小学校周辺はものすごく新しい血がたくさん入ってきています。僕はこのデジタルアーカイブで泉大津の良さを知ってもらふという意味では、子どもたちにだけするのではなくて、例えば土曜日、日曜日参観の保護者対象、PTA講演会とか誰を呼ぼうかといつも悩んでいるような場を借りて伝える。特に新しく来た人は、毛布のまちやと言うけど、どこが毛布やねん、というような感じで、全くわからないと思うんですね。私たちが幼い時は、織機の音がずっと鳴っていましたが、全くそういうのがなくなっている状況の中で、泉大津のこ

とを知ってもらおうという意味でも、そういう知恵を出し合っていきたい。学校と行政が全く違う方向を向いているというのは、ものすごく違和感があって。新教育長制度になって、市長部局と教育委員会というのは、この総合教育会議を経て、議論をした上で、ひとつのねらいに持っていくということがものすごく必要になってくるので、この場はとても大切だと考えています。より深い関係性を作っていきたいなと思っています。

あと、指導教諭について皆さんに知ってもらえたらと思います。指導教諭が泉大津市には何人いて、給与体系も違うというような、ちょっと込み入った話、本来の仕事がこういうことなんだというのを少し説明していただくと助かります。

◎指導課長（藤谷考志）現在市内には指導教諭が小学校籍が3名、中学校籍が1名、指導栄養教諭が1名、合計5名います。指導教諭は、選考試験を受け、大阪府から指導教諭として任命されたもので、自分が所属している学校だけではなく、市内全体を指導していく立場になっております。指導教諭は、例えば、学級づくりであったりとか授業づくりであったりだとか、それぞれ専門分野がありまして、それについて広めていくということになっています。今までなかなか指導教諭による研修ができていなかったのですが、本年度は特に指導教諭の研修にも力を入れております。

◆市長（南出賢一）いろいろと前向きなご意見、感想等もいただいて、大変現場も励みになったかなと思うのですが、多岐にわたって本当に様々、資料に書かれていないことも含めてやっていると思うのですが、総合教育会議の議事録って文字しかないんですよ。もしよかったら、資料も添付できないかなと思いました。先ほど教育長も言われたように、教育の現場だけではなくて、ぜひ市の一般職員もそうだし、保護者の人もそうだし、泉大津市のやっているアピールポイントとか知ってほしいこと、また課題についてもいろいろ書かれていて、知っていただいたらいいなと思います。方向性をわかっていた上で、やっぱりいろんな方の協力が必要ですので。まとまっていて非常にわかりやすいので、ぜひどこかに資料を添付をすとか、公開したり、PRしてくれたら嬉しいなと思っています。

教育長が言った連携の部分で言いますと、例えばデジタルアーカイブ、地域の保護者もぜひ知ってくれたら嬉しいなと思うし、来年の1月には京都国立博物館で泉穴師神社の国の重要文化財、木造神像が公開されます。そういったことも含めて知っていただくと、またこっちに繋がっていったり、市外から関心を持ってもらう上でも大事になってくると思う。そうなってきたら、観光ということも連携するとできるかもしれない。すると、次の課題として、日本語だけだったらわからないよね、という話が出てくるかもしれない。そういうことも共有をしながら、打てる手は打って行って、最大限の価値を発揮できるような施策を皆さんで作っていただければいいなと思いました。本当に日々頑張っていたことを心から感謝しています。ぜひアピールをしっかりとやっていきましょう。

(3) 学力向上プランについて

◎指導課長補佐（山本圭亮）現在、令和6年度より本格実施いたします泉大津市学力向上プランの策定が大詰めを迎えております。本日は、プラン策定に係るこれまでの流れと、学力向上プランの素案についてご説明させていただきます。

これまで泉大津市の各学校において、授業改善や学力向上に係る様々な取り組みを行ってまいりました。近年、その成果が特に小学校において見えております。

しかし、まだまだ課題もあります。そのため、泉大津市の全ての子どもたちの学力を向上させるべくプランの策定に至りました。今年度に入り、各校の学力向上担当者を委員とする学力向上プラン策定委員会を2度実施しました。そちらでは、学力に関するキーワードのブレストであったり、学校におけるプランの周知方法の検討等を行いました。また、プラン策定においては、学識経験者として大阪教育大学の佐々木靖教授に入らせていただいております。佐々木教授からは、プランの内容にこだわるより、いかにトップダウンにならずに周知運用していけるかがとても重要である、また、各校が主体的に授業改善を進められることが重要であると助言をいただいております。そちらを受け、プランの周知運用について、佐々木教授の監修のもと、プラン策定の経緯の説明や他の自治体での学力向上プランの失敗・成功例の紹介等をまとめた「学力向上プラン策定委員会通信ビデオ」を作成し、各校での浸透を図ることといたしました。こちらのビデオにつきましては後ほど、実際にご覧いただけます。プランの内容については、文科省や大阪府、他の自治体が作成した資料等を参考にするとともに、策定委員の意見を取り入れながら、本市の課題に近いものをピックアップし、まとめてまいりました。現在、このプランの素案を市内の全教職員に提示しております。加えまして、校内での協議等も踏まえ、プランをさらに良くしていくためのアンケートも実施しております。今後の流れとしては、1月中旬にアンケートが集まりますので、それらの意見を検討・反映させ、プランを完成させていきます。そして、1月下旬頃、令和6年度学力向上プランを周知する予定です。

ではここで、実際にビデオをご覧いただきたいと思います。今回見ていただくのは、通信1、「指導者にも個別最適化」をテーマとしたビデオです。

【ビデオ音声】

◎指導課長補佐（山本圭亮） このように、それぞれのテーマに沿った内容で、各校が協議しやすい構成のビデオになっております。またお時間がございましたら、QRコードを掲載しておりますのでご覧いただければと思います。

続いて、泉大津市学力向上プランの素案についてです。4ページをご覧ください。目標は、学力向上、資質能力の獲得、生きる力の育成です。3ヵ年で計画をしております。プランは毎年、それぞれの進捗状況も踏まえ、内容のアップデートを行ってまいります。プラン1年目となる令和6年度の重点項目は2つ、「リーディングスキルの視点を取り入れた授業づくり」と「各種学力学習状況調査の問題、結果分析からの授業改善」です。

◎指導課長補佐（表一成） では5ページをご覧ください。1点目のリーディングスキルの視点を取り入れた授業づくりについて説明いたします。まず、リーディングスキルとは何かと言いますと、『AIに負けない子どもを育てる』の著者である数学者の新井紀子氏が提唱しているスキルで、日頃使っている生活言語ではない学習言語を正しく読むためのスキルです。6つの分野と7つの項目に分かれております。なぜこのリーディングスキルに着目したかと言いますと、今年度の全国学力学習状況調査の結果分析におきまして、右端の図にある策定委員会での協議で出たワードクラウドからもわかるとおり、市の分析からも、各校の分析からも、次の2点が課題であることがわかりました。

1点目が、基礎的、基本的な言葉等の知識理解について。2点目が、文章や図・表などの資料から情報を関連付けて読み取り、論理的に自分の考えを構築し、表現することです。これらはまさにリーディングスキルに課題があるということで、これらを授業の中で取り入れることで、より授業のねらいの達成に近づいていけると考えております。ちなみにこれは、それらの学力の土台となるスキルですので、何か授業で新しいことをしたり、派手な動きを取り入れたりするわけではご

ざいませぬ。しかし、これらの視点を取り入れることで、つまりは文章を読む、もしくは言葉を聞くとわかる子どもたちを育てるといふわけですので、自身で学習に取り組むことが可能になります。ですので、学力向上に繋がっていくと考えております。

先ほど申し上げました、6分野7項目につきましては、6ページに掲載しております。例題がございますので、よろしければ一緒に解いていただきたいと思ひます。まず、AIに負けない子どもを育てるために新井紀子さんが書いたものでありますので、どこがAIにできて、どこがAIに難しいのかという視点で分類されております。1点目の係り受け解析は、主語と述語の関係性を表すもの。2点目の照応解決は指示語の理解についての問題になっております。この2点はAIでも、かなりの確率で回答可能なものになってはいますが、同義文判定、推論、イメージ同定、具体例同定（辞書）、具体例同定（理数）につきましては、AIではかなり難しい問題です。では1つ目を解いてみましょう。主語述語の関係についてです。

「色やにおいで引き付けられた動物は、おしべの花粉を体につけ、別の花のめしべへと運び、植物の受粉を助ける。」この文脈において、植物の受粉を助けるのは、次のうちのどれでしょうか。①花粉②動物③おしべ④めしべ。こちらは、引き付けられた動物がその体につけて花粉を運ぶので、動物が受粉を助けるわけですね。なので2番が正解となります。こういった問題で、序盤は簡単ですが、例えば4つめの推論あたりになると、少し難易度が上がります。「グリーンランドの大部分や南極は氷雪気候で、夏でも平均気温が0度以下のため、一年じゅう雪や氷で覆われている。」この文章が正しいとき、グリーンランドの一部は氷雪気候ではない、これは正しいでしょうか、間違っているでしょうか、判断できないでしょうか。これは正しいが正解です。グリーンランドの大部分が氷雪気候ですので、一部は氷雪気候ではないということが読み取れるかと思ひます。このように、大人であれば読んだらわかるだろうといふことが、子どもにとってはそうではない可能性がございます。これを読んだとて、判断できなかつたり、間違っていると答えてしまつたりする子もいるわけですね。イメージ同定、具体例同定につきましては、AIではまず無理だろうと現段階では言われている力になります。同義文判定ですら、現在、記述問題の自動採点が世の中に広まっていなから、2つの文章が同義であることをAIが判断することは難しいといふことがわかります。それに加えてイメージ同定は、文と図画が同じ意味であるかを読み取らないといけなく、具体例同定は定義文が事例に合っているかどうかを読み取らないといけなくといった力になっております。これらにつきましては、次のページの学力学習状況調査等の問題及び結果の分析からの授業改善といふところに大きく関わってくるのですが、以前の教育委員会会議でも結果分析でお伝えしましたとおり、2つ以上の文章を見比べたり、あるいは図や表を比較しながら自分の考えを書くといった問題は非常に課題がありました。ですので、このリーディングスキルに着目し、かつ、問題分析や結果分析をしていくことで、子どもたちの学力向上により寄与するのではないかと考え、このプランの柱とさせていただきます。ポイントとしましては、学力調査は一部の教科でしか実施されてはおりませんが、リーディングスキルの視点や様々な資質能力は一部の科目のみで育成されるものでは当然ございません。学校全体で課題となるような問題点を抽出することで、課題改善のための取組みを全員で進めていくことに繋がってまいります。8ページには

それらを踏まえ、どんな流れで、このプランを取り組んでいくのかについて説明させていただきました。9ページと10ページにつきましては、実際に今年度、学力調査の結果分析の交流シートとして使ったシートを元に、これと連動するものとして、次年度の各校の年間プランを作成する上で使っただけのものを掲載しております。これらの学力向上プラン、またここにお示ししていませんが、別添にて、これらを支える指導技術というものを掲載する予定です。これらが各校の年間プランやスクールプランなどの後押しになることを願って作成してまいりました。

◆教育委員（奥健一郎）ありがとうございました。リーディングスキルは本当に素晴らしいやり方だと思っていて、私もこういう学びがあれば、今もっと楽に理解できたんじゃないかなとしみじみ感じながら聞いておりました。リーディングスキル自体は素晴らしいと思うのですが、具体的には学校の場合は教科書を使って授業しているわけですから、これをその全体の中のどれぐらいの割合でやるのか、これをもとに実際に教科書を使用すれば、応用してやるのか、それは各先生の力量に任せられているのか、それともすべてきっちりやるのか、どうなのでしょう。

◎指導課長補佐（表一成）リーディングスキルをどの程度授業で活用していくのかにつきましては、昨年度と今年度、条南小学校が市指定研究校の事業として先行して取り組んでいます。これにつきましては教職員と児童、5年生や6年生を対象としてリーディングスキルを測るとともに、この結果を踏まえてこの子どもたちにどのような力が必要なのかというところを、授業の土台として活かしていただいております。ただ、次年度につきましては、まずは教職員が、このリーディングスキルとはどんなものなのかを理解していただくために、市内の各校10名から15名程度の先生方に受検いただきまして、子どもたちがどんなところにつまずくのかということや、読めばわかると思っていることが子どもにとっては難しいんだなということ、子どもの気持ちに立って理解し、それを授業中の本当のちょっとしたやりとりの中で活かしていただきたいです。例えば、昨今の授業でアクティブラーニングと称して班で活動する際に、このグラフからわかることを班で話し合ってみましょう、なんていう授業もよくあるかと思えます。その際に、子どもたちはそもそもそれが何のグラフかをわかっているのか、そこに表示されているのが何かの輸出量なのか輸入量なのか、重さなのか、額なのかとか、そのグラフについて話し合うに至るまでの様々な障壁がございます。そういったところについて、当然読めるかのごとく進めてしまうと、まずグラフが何か理解できなかった子どもたちにとっては、その班活動自体が意味をなさない時間になってしまいますので、そういった際に、先生方の伝え方であるとか、困っている子がいないかという見取りや細やかな視点として、先生の意識があるということが、今後の授業改善に繋がると考えております。

◆教育委員（奥健一郎）ありがとうございました。具体的にこれを実際に活用しようとして取り組んでらっしゃる先生の方から発表といいますか感想といいますか、それをもう少し具体的にお願いできればと思います。

◎指導課長補佐（表一成）反響につきましては、1月中旬ごろに集まるアンケートにて、どのような意見が出てくるかを見取っていくところですので、今のところはお答えができません。

◆教育長（竹内悟）条南小学校でのリーディングスキルで、先生方も試験を受けての最初の第一声は、校長から聞き及んでいる話なんです、非常に難しかったと。そして子どもたちも同じテストを受けていますから、「子どもたちがこの文章の

中の文言を全部理解できているかどうかわからない」とか、最初は否定的な意見が非常に多かったです。ただ、リーディングスキルというのは、文章を理解して答えを導くということなんですけども、1つの単語の意味がわからなくても、前後の文章から構造を理解して、解答を導くスキルを身につける、というような話をいろいろしてもらった中で、先生が非常に前向きになってきて、子どもに対して授業での声かけを意識するようになったと言っています。要するに、「これはわかるだろう」という前提で、さらっと流して説明していたこと、例えば、係り受けとか具体例同定とかの6分野7項目を意識するようになって、子どもたちの反応がきっちりキャッチできるような流れに持っていけたら、学力は本当に上がるんじゃないかという話です。

◆教育委員（奥健一郎）私は、非常に学力が上がるかなと思っていました、リーディングスキルそのものではないのですが、昔予備校で英語でこれと同じようなやり方をしている先生がいました。要するにその英語の場合、単語が入試問題で全部わかるわけじゃない、必ずわからない単語も出てきますし、推論するしかないんですよね。どうやって推論して、英文読解をしていくかというときに、こういうのを教わった記憶があります。

◆教育長（竹内悟）ただ、これはお金がかかります。

◆市長（南出賢一）今頑張って、行財政管理をしながら、先ほど澤田委員にも言っていたように、市としてもよりよい環境をどう作っていくかという部分には、今かなり投資をしながら頑張って後押しできるようにしていきますので、また、最小の投資で最大の効果を発揮できるように皆さん、頑張っていただけたら嬉しいなと思います。

（４）その他①いじめ重大事態発生時の対応フローについて

◎指導課長補佐（松葉康孝）いじめが発生した時の重大事態への対応フローについて、学校でいじめが発生して認知しますと教育委員会に報告がございます。その中で重大事態に当たるかどうかという判断を、学校等と教育委員会でさせていただきます。重大事態という判断をした後、府の教育庁、教育委員、市長部局に報告を上げるとともに、調査主体の判断を行います。調査主体としては、まず、学校による調査で、学校にある既存の「いじめ防止等対策委員会」を使った調査、もしくは学校による「第3者委員会」を立ち上げての調査。次に市の教育委員会による調査で、市の指導主事等を派遣し、調査する組織を作って行う内部の組織での調査、また、第3者委員会である「泉大津市いじめ問題調査委員会」による調査になっております。いずれかの調査を受けて、教育委員会から市長部局へ報告をさせていただきます、総合教育会議で調査結果・重大事態への対応の検証を行います。その際に、再調査の必要がある場合、「泉大津市いじめ問題再調査委員会」を市長部局で開くことになっております。この資料には、【再調査：市長部局】と書いてありますが、庁内の協議の上、こども政策課が担当課として決まっておりますのでお知りおきください。その再調査委員会の調査報告を総合教育会議に上げ、そこでその後の再発防止等に向けての協議を行い、議会にも報告を上げるという形になっております。

◆教育委員（奥健一郎）フローチャートとしてはすごく整理されていて、流れ的によくできているなと思うのですが、問題は人選です。特に第3者委員会とか、この辺はきちんとした人選をしないと外部の方々はなかなか納得がいかないような気がするのですが、現段階で結構ですので、例えば第3者委員会を中心とした人

選に関しては、どのようなイメージを持っていらっしゃるかということだけでもお伺いできればと思います。

◎指導課長補佐（松葉康孝） いじめ調査委員会の調査委員に関しては、弁護士であったり学識を有するものであったり心理士と決まっております。泉大津市では、いじめ問題連絡対策協議会があるのですが、そこにも相談をさせてもらい、調査委員会を第3者委員会として開く場合は、人選に協力していただくという形になっております。

◆教育長（竹内悟） 奥委員が言われた調査委員会というのは、市教委の附属機関の方のことですか。

◆教育委員（奥健一郎） 第3者委員会も含めた、人選についての現段階でのイメージです。

◆教育長（竹内悟） 今の回答は、市長部局の再調査委員会のつもりでしたよね。奥委員が言われているのは、学校による調査の第3者委員会とか、市教委によるいじめ問題調査委員会のメンバーはどのようになっているかという質問だと思います。

◆教育長（竹内悟） 具体的な人名でなくても結構ですので、現段階で持ってらっしゃる大まかなイメージということですか。

◎指導課長（藤谷考志） いじめ問題再調査委員会や市教委のいじめ問題調査委員会では、先ほどお答えさせていただいたように、弁護士の先生であったり、学識を有する方であったり、心理士の方という形になっております。こちらについては、附属機関条例で制定されています。それ以外の学校の第3者委員会は、当該校ではない学校の校長先生や生徒指導の先生などに調査をしていただくことを視野に入れているところです。

◆市長（南出賢一） 段階がかなりありまして、市長部局まで来たときの泉大津市いじめ問題再調査委員会、この辺りでは、また別の第3者の関与ということが大事になってくると思うのですが、このあたりでも公平性、透明性が保たれているかということがきっと大事になってくると思いますので、その辺りの人選については、しっかりとやっていきたいと思っています。

◆教育委員（西尾剛） このいじめ重大事態には、いじめで自殺したとか、いじめで何万円も恐喝されたというような1号事案、いじめで30日以上欠席したという2号事案があるのですが、いじめで30日以上欠席しているのに教育委員会が調査せずに放置しているという記事を最近新聞でよく見ます。これはもちろん、放置した教育委員会が悪いのですが、ただ、文科省がこの重大事態の要件を余りにも広げ過ぎて、拡張解釈しすぎているという問題があります。2号事案の不登校に関しては、いじめによって30日以上欠席したことが要件ですので、いじめと30日以上欠席には因果関係がないとだめなんです。ところが、文科省のガイドラインでは、30日以上欠席があつて、保護者が「いじめが原因で欠席しています」と言えば、それだけで重大事態となり、対処しないといけなくなる。教育委員会とか学校が、「明らかにいじめによる不登校ではない」と考えたとしても、文科省のガイドラインでは「重大事態だからちゃんと組織して調査してください」ということになっています。これは因果関係がいないと言っているに等しくて、法律の枠を超えているとも言えます。

もう1つ、いじめの定義自体が、ご承知のとおりものすごく広いです。児童・生徒が身体的苦痛を感じさえすればいじめ。例えば、1回限りの行為でもいじめになる。悪ふざけとかちょっかいを出ただけでもいじめ。いじめの定義が非常に広い上に、重大事態の定義を拡張解釈しているから、とにかく30日以上欠席があつたら、いつ重大事態が発生するかわからないという状態です。特に最近、

不登校が増えてきているので、余計に発生しやすくなっています。いじめによる自殺とか恐喝とかの1号事案に関しては、めったに発生しないと思うのですが、2号事案については、明日発生してもおかしくない。どこの自治体でもそうです。だから、不登校事案については、重大事態が発生すると腹を括って、発生した場合にきちんと処理できるように、対応について市長部局と教育委員会が共通の認識を持てるようにしておく必要があると思います。

そこで2点、ご説明したいのですが、まず調査に関してです。調査の目的、何のためにやるのかということですが、これははっきりしていて、「同じような事案の発生を防ぐため」です。将来のためです。なので、学校や教師、加害児童の責任を追及したり非難したりするためではないわけです。刑事事件で問題にしたければ警察に行けばいいし、損害賠償したければ裁判をすればいいし、先生を懲戒にしたければ、その任命権者に言いにいけばいい。もしいじめがその時点でも続いている、それを何とかしたいのであれば、それは学校が責任をもって、いじめ防止対策推進法に書いてあるように何とかしないとイケない。これらはあくまでも調査とは関係ないです。

例えば、飛行機が墜落したときには、航空機事故調査委員会が組織されて墜落の原因等を究明します。病院で医療事故が発生したときは、医療事故調査委員会ができて医療事故の原因、過失かどうかを究明します。これらはいずれも、あくまでも将来の飛行機事故とか医療事故の発生を防止するために原因を究明するだけで、パイロットや飛行会社、医者 of 責任を追及するためではないんです。それは、はっきりとそれぞれの法律に書いてあります、責任追及の目的ではないと。だから、いじめ重大事態に関しても、法律にははっきり書いていないですが、間違いなくそうなんです。実際にいじめがあって重大事態が発生すれば、その対応に追われてしまうし、いろんな意見が出てくるので、なかなか調査をしても何のためにしているのかという目的が見失われがちになりますが、あくまでも、将来同じ事件が発生しないようにしているんですよということ、それが目的であることを明確にしておく必要があると思います。

もう1点、第3者委員会について、いじめがあったらとにかく第3者委員会を作れというような社会の風潮になっていますが、法律の「いじめ防止対策推進法」には、第3者委員会を作りなさいとは一言も書いていないんです。第3者委員会という言葉自体も出てこない。法律にどう書いているかということ、学校か教育委員会は調査する組織を作りなさい、としか書いてない。どういう組織かは書いていないです。だから、公平性とか中立性、専門家を入れて、というのは、もちろん常識的に考えて大事ですが、そういうことは一言も書いていない。なので、どういう人物を入れるかは、法律的には各自治体の各教育委員会に任されています。各教育委員会が自主的に判断すればいいよとなっている。だから専門家を入れる方がいいと思えば専門家を入れたらいいし、専門家を入れるのは確かにいいことだけど、お金もかかるし時間ばかりがかかっていく、早く解決したいと思えば、自分たちだけで調査しても、法律上全く問題がないんですね。でも世間的には第3者委員会を組織して、有識者を入れないとイケない風潮になっています。

じゃあなぜ、法律とかけ離れた運用になってきたかということですが、この「いじめ防止対策推進法」を作るときの国会での野党と与党の妥協にあります。先ほども言いましたが、「いじめ防止対策推進法」には、単に組織としか書いてなくて、組織の中身は何も書いてない。それはなぜかということ、文科省としては、東京とか大阪市みたいにお金持ちの大都市であれば、第3者委員会を作れますが、町村とか、小規模自治体にとっては第3者委員会を作るのはなかなか困難なところがある。だから各自治体に任さないとしようがないということになって、文科省

は単に組織としか書かなかったんです。ところが、国会審議の時に野党から、「公平じゃないといけない、専門家や中立な立場の人を入れろ」という法案の修正要求が出た。だけど、与党、文科省は、「修正はしない、従前通りいく」ということにしたんですが、妥協で法律とは別に衆議院の附帯決議で、専門家とか中立公平な人を入れて中立公平になるよう努めなければならない、という努力義務を決めたんです。「いじめ防止対策推進法」というのは、滋賀県の悲惨ないじめ問題を契機にできたもので、マスコミや世論の、いじめは許さないという非常に強い風潮がありますから、それに流されて、「第三者委員会作るのが当たり前」「公平な人間を入れるのが当たり前」というような運用になってきました。ただ、よくよく考えれば、さっきも言いましたように努力義務なんです。努力義務というのはコロナワクチンと一緒に、ワクチン接種も努力義務ですから、接種することが義務じゃなくて、努力する義務があるだけであって、努力の結果、接種するかどうかは関係ない。努力さえすれば義務を果たしている。だから公平性というのも義務ではないです。しかも、コロナワクチンの場合は予防接種法に努力義務と書かれているわけですが、いじめの場合は法律じゃなくて、衆議院の附帯決議で書いているだけです。附帯決議はあくまでも国会の希望で法的な拘束力は全くないです。だから二重の意味で、第三者性とか専門性とかいうのは、あまり考慮する必要はないということです。でも世間の風潮がそうなっていますから、第三者委員会を開かずに内部調査だけすると、何かやましいことがあるんじゃないか、隠しているんじゃないかと勘ぐられるのですが、さっきも言いましたように第三者委員会を作っていると、どうしても対応が遅くなる。人選が大変ですし、専門家も皆それぞれお仕事がありますし、1ヶ月に1回とか何ヶ月に1回、あるいは年単位で、結論が出るまでかかるかもしれない。そうであれば、内部だけで調査して迅速に解決して結論を出すというのも1つの考え方だと思います。実際、2号の不登校事案では、第三者委員会を設けろとは書いてない。ご説明がありましたように、原則として学校主体で調査すると書いているわけですから、学校が主体的にやればいいのであって、学校がやらずに教育委員会が引き取る時も第三者委員会を作る必要はないです。ただ、学校がやっても教育委員会がやっても、学校にも教育委員会にも不信感があって、内部で口を合わせたりしているんじゃないかと思われる保護者の方もおられます。そういう方の場合は、内部でも意味がないわけですから、粛々と第三者委員会を開く必要はある、費用もかかりますけれども、していただかないとだめかなと思います。

- ◆市長（南出賢一）貴重なご意見ありがとうございました。今後恐らく、どこかで2号事案については起こるだろうということを考えて、どう進めていくかというあり方も、法的な見地からもぜひアドバイスをいただけたらありがたいなと思います。

(5) その他②学校給食におけるSDGsに対する取り組み

◎教育政策課長（大塚和弘）これまで本年の9月10月の教育委員会会議の定例会におきまして、学校給食におけるSDGsに対する取組みの報告と検討事項について、自由討論の中でご意見をいただいてまいりました。本日、市長と教育委員会が教育行政における施策等について協議調整を行う場である総合教育会議の中で、学校給食における検討事項について意見交換の機会として位置付けさせていただき、議論いただければと考えております。

本日配付している資料は、先日までの教育委員会会議でお示ししたものと同一

内容ですが、市長に対して初めて提示するものとなりますので、意見交換していただく前に、まず資料の内容について説明をさせていただきます。

まず資料1ページをご覧ください。番号1及び2につきましては、これまで学校給食を通じて進めた、または予定しているSDGsに対する取組みを記載しております。具体的には、1点目、プラスチックごみ削減を目的としたストローレスパック牛乳を今年度2学期から本格的に導入いたしました。次に2点目、現在、学校給食で発生している生ゴミを有機性廃棄物処理機能を活用して再資源化する取組みを行い、循環型社会に貢献できないか、ということを検討しています。この点について、検討が具体的に進みましたら報告をさせていただきます。

さらに、取組みを進めていくにあたって検討していきたいと考えていたものが、給食に提供している牛乳の廃棄、食品ロスに対するアプローチです。資料2ページをご覧ください。この資料は、令和4年度における牛乳の残渣量・残渣率を示すものです。小・中学校合わせて年間約15トンが、少なくとも廃棄されていることを示しております。食品ロスという社会課題を踏まえると何かアプローチが必要ではないかという視点に立ち、教育委員会会議でご意見をいただきたく、自由討論の議題として挙げさせていただいた次第です。

食品ロスに対するアプローチ策の具体策として、給食における牛乳提供停止基準の適用拡大を検討させていただきました。現在、学校給食における牛乳については、アレルギー及び乳糖不耐症がある児童・生徒については、医師の診断書をもって牛乳提供を停止しております。この停止基準の適用拡大を行い、牛乳を摂取することによるその他の体調不良や宗教上の理由なども含め停止できるものとして、診断書ではなく意向調査のような形で牛乳の提供停止措置を行うことで、アレルギー及び乳糖不耐症以外で現実的に牛乳を摂取することができない児童・生徒をカバーし、残渣量の減少・食品ロスの課題にアプローチしたいと考えたものでございます。ただし学校給食において、牛乳を提供する意義については周知する必要があると考えておりますので、その点を十分周知しながら運用していきたいと考えております。

資料3ページから8ページについては、文部科学省が示す学校給食摂取基準に関する資料で、9ページにつきましては、先日和歌山市が開いた総合教育会議の場で、教育委員の1人から「献立が和食の日は牛乳が合わないため提供をやめたらどうか」というご提案があったという内容の記事の写しです。その後の経過について和歌山市の担当課に確認したところ、ご提案に対して担当課からその場で和食時の牛乳提供停止による献立の固定化や摂取基準の課題について説明を行ったところ、それ以降検討を求める意見はなく、終結したとのことでした。一方で、新聞記事の写しの下から2段目の後半部分から、新潟県の三条市の事例が掲載されております。三条市の記事にある通り、一時期、学校給食における牛乳の提供を完全に停止した経過がございます。本年8月下旬に当課の職員が別の件で新潟県燕市に視察に伺った際に、三条市が牛乳の提供を停止し始めた前後に三条市で勤務をされていた方が、現在燕市におられまして、その方からお話を伺うと、三条市の牛乳提供停止は、米と牛乳が合わないために停止するという指示を受けての対応であったということです。実際に牛乳提供停止が始まってから、それに対する苦情が非常に多くあったということで、そういった経緯もございまして、通常通りの牛乳提供を再開されております。以上、情報として共有させていただいた上で、改めまして、本市における学校給食の牛乳提供のあり方についての議論は、「相性」という視点ではなく、「SDGsに対する取組み」という観点で、教育委員会会議でも議論をいただいたところです。

10ページ以降は、牛乳提供にあたって診断を条件とせず、意向調査により提供

停止措置を行っている東京都多摩市における教育委員会での議論の概要です。多摩市につきましては、牛乳提供停止にあたって診断書条件としないように求める請願が提出されたことから、教育委員会会議で議論が始まった経緯がございます。様々な意見があり、議論されておりますので、資料をご参照いただければと思います。

資料説明及びこれまでの経過報告等については以上となりますので、学校給食における牛乳の取り扱いについて、忌憚のないご意見をいただければと思います。

- ◆教育委員（奥健一郎）ご説明ありがとうございます。牛乳に関しては時折、市長をはじめ、いろいろな意見が出ているところです。診断書に基づいて飲まないということを進められているということで、非常に健康に配慮した措置だと思うのですが、一方で驚いたのは、牛乳が良い悪い以前の問題として、めっちゃくちゃ残して捨てているということです。何と言いますか、大前提として、物に対する感謝の気持ちということですよ。食べ物をいただいてありがたいという。こういったことを、疑問がないと言ったら語弊があるような気もするのですが、平然とやっているという、先生方も含めてですね。食べ物に対する感謝の気持ちというものが、そもそもあるのかなということ、そっちの方がよっぽど大問題なんじゃないかなという気が個人的にはいたしました。もっと食べ物を粗末にしないようにしようという、感謝の気持ちを持っていただくということかなと思いました。それから、先ほど診断書がなくても大丈夫だという多摩市の取組みですが、これはちょっと注意が必要かなと思いました。ここまでやっていくと単なる好き嫌いで判断してしまう危険性がある。学校給食の意義というのは、好き嫌いなく、しっかりと食べ物をいただく、みんなでそれを食べながらやっていこう、というような、好き嫌いを減らしていくということは重要な目的だと思うのですが、これを隠れみのにして、嫌いだからもう飲まないようにしようということも起こりうる。多摩市のやり方というのは、本当に保護者まできちんと目的が浸透していて、だからこの意向書で提出したんだ、というのがあればいいですが、なかなかそういうことはないと思うんです。嫌いで飲みたくないんだったら、いらないということにしましょう、みたいなことが出てこないとも限らない。なので、好き嫌いで、ただ嫌いだから飲まないというような人がもし出てきたら、かえってまたリスクが高まるんじゃないかなという危険性は感じています。
- ◆教育委員（西尾剛）診断書なしで牛乳の辞退を認めるということでどうしても引っかかるのが、診断書がなければ嘘を書いてもわからない。多数のご家庭の保護者は、やっぱり給食で出たものは全部子どもに食べて欲しいと思っているはずですから、嘘を書いて牛乳をやめるということは恐らくないと思うのですが、中には、ちょっとでも給食費を浮かせたいという経済状態の悪いご家庭とか保護者もあるかもしれません。しかしそのために、牛乳を飲ませないということは、子どもの健康状態とか栄養のことをよく考えていない。とにかく安くなったらいいじゃないか、他の事に使えるということで、牛乳をやめるご家庭も出てくると思うんです。少数とはいえ。それでいいのかという話で、むしろそういうご家庭の子どもにこそ、ちゃんと給食を食べて、牛乳も飲んで、というようにしてあげないといけないのに、牛乳を飲めなくなってしまう。ひょっとしたら子どもは飲みたいかもしれませんが、でも、保護者に意向書を書かれるかもしれない。そこだけが引っかかるんですけどね。
- ◆教育委員（澤田久子）牛乳の廃棄もたくさんあるようで、とても気になる場所なのですが、子どものカルシウムが不足しているというか、そういうところはどうかなのかなと感じています。牛乳を飲んだから飲んでないからって、パッと見て成長がすごく進まないとか背が伸びないとか、すぐに出てくるものではないとは

思うんですね。カルシウムがないとイライラするとかそんなのもあると思うので、どれだけ摂取できているかというのは子どもにも大切だとも思いますが、例えば、子どもたちが大きくなって、ある程度私たちのような高齢になってきて、骨粗しょう症とかという問題になった時に、小さい時にどれだけカルシウムが蓄積されているかということは大きな問題だと私は思っているんですね。どんどん体のカルシウムの量が下がっていく中で、蓄積されていないままに下がる率が高くなってくると、骨粗しょう症になって骨折するとか、そういうことにも繋がってくると思うので、長い目で見ていくことも必要ではないかなと思います。牛乳のデメリットもあるというのはわかっていますが、それに代わるものが学校給食の中で提供できないのも課題ですし、市長は金芽米とかお米とかを有機栽培したものにどんどん変えていっていますが、例えば牛乳にもそういうものがあるのかとか、何か、飲んでも大丈夫というか、安心して提供できるような牛乳みたいなものはあるのかなと思います。そうでないと、今すぐ結果は出ないけど、ゆくゆく健康被害が出てくるようになっては困るかなという疑問が残っています。

◆教育委員（池島明子）小学校と中学生で牛乳の残量の割合が全然違うので、もしかしたらカロリーを抑えようとしているとか、好き嫌いをしてもいいという間違った個人の考えがあるのではないかと思います。例えば、小学生の間は、おうちで残さず食べなさいとかということが浸透しているけれども、中学生になったら自己判断されるようになって、残してもいい、あるいは、女子学生とかが、たくさんカロリーを取ったり脂肪分を取ったりすると太るんじゃないとか、そういった間違った栄養とか健康に対する考え方が残量に繋がっているのではないかなと思います。小学校と中学校の差があまりにも大きいということが非常に気になるので、そういったカロリー摂取等の教育をもう1度見直しをすることで、残量にも影響が出るのではないかなと考えます。

◆市長（南出賢一）今、本当それぞれの意見が出た中で、私も牛乳の好き嫌いでこの議論をしているのではなくて、前提をもう少し考えると、例えば、今の牛乳の全てが本当に体にとって安全安心なのかということを前提に見たときに、もし体にあんまり良くないというリスクがあるものを、感謝をしなさいと言って摂らせることが果たして正しいのか、当然残すことは良くない、出るものには感謝をしていただくという気持ちは大事だけれども、体に負荷がかかるものであっても無理やりでも飲めというんですかとなると、僕はそれはちょっと違うと思っています。好き嫌いで判断するのは良くないのですが、そもそも安全安心か、中長期的に見て大丈夫かという前提が崩れつつあるんじゃないかなという話をさせていただくと、子どものことを本当に考えると、健康は土台においたほうがいいんじゃないか。例えば、カルシウム不足という話がありますけれども、当たり前話、カルシウムとマグネシウムの話がありまして、カルシウムだけ摂っていても吸収されないんです。これは長期の研究でもわかっているのですが、乳製品だけしっかり摂っている群の方が実は骨折をしやすいつつ、脳とか心臓の疾患系が起りやすいというリスクがはっきりわかっているようなデータも結構ありまして、カルシウムだけじゃなくて、マグネシウムを2対1ないし1対1で摂る必要がある。ただ学校の栄養の現場の先生とか世間一般の常識がそこがアップデートされてないので、牛乳だけ摂っているとどういうことになるかということ、乳糖不耐症の問題だけではなくて、逆に体に負荷がかかる。あと体に入れた瞬間に酸性になるので、当然アルカリ性にもっていくためにどうするかということ、骨の成分を溶かすということが起こります。なので、そういったこともあるということとか、日本では牛への成長促進剤の直接投与というのは禁止をされていますが、牛の繁殖期であったり病気の治療に関しては、実はホルモン剤を使ってもいいということに

なっていて、今海外ではノンホルモン、EUだったら、ホルモン剤を使っている牛は輸入しませんという方針を出したりしています。でも日本はその辺が非常に緩くて、人体を通じて影響するというような話もあるので禁止をしている国もあるのに、日本は実は緩い。果たしてそれは子どもたちの体に影響ないんですかとか、いろんな議論がある中で、例えば学校給食会がトレーサビリティ、要するに製造のプロセス、育っていくプロセスで、どんなえさを使用していますか、ホルモン剤を使っていますか使っていませんか、使っているんだったらどんなものを使っていますか、というトレーサビリティというのは、今、一般のスーパーとかでは厳しいのですが、学校給食会が使うものに関しては、教育委員会に調べてもらったら、追跡調査はありませんと言われたんですね。一番子どもの健康・安全安心を考えないといけないところが、それができてないというのが、果たしていいのかを考えたときに、前提が、本当にこれ正しいんですか、大丈夫なんですかというところは、はてながつくなと思っています。なので、好き嫌いで判断している子もいれば、親が勉強をしていて積極的に摂らないという判断をしている人も中にはいる。多分、中学生について池島先生が言ったように、本当にこの問題は根深いなと思うのが、間違った考えで、食べないで痩せようとする、それでカロリー不足になる、栄養不足になるということも往々にしてあるので、正しい知識、情報をアップデートしながら、正しい判断をしてもらう。そうすることはすごく大事ななと思っています。

それと、じゃあカルシウムが他に何で摂れるのかとなったときに、今日も就学前の施設ですが農林水産副大臣が来ていまして、結局食べないと栄養にならないのでどうするかとなったときに、無添加の魚介とかたっぷりの小魚ふりかけを金芽米に付けたりもしているんですね。すると、カルシウム、マグネシウム、ミネラルを摂りながらご飯も進んで、しっかり食べながら健康になる。この間、全議員さんに中学校のときめき給食を食べていただいて、今日は野田議員にも傍聴に来ていただいています。非常に内容が良いとおっしゃっていただきました。その時は牛乳以外のものが出たのですが、牛乳がないことで栄養価が低いですかと聞いたときに、誰も低いとは言わないんですよ。ある学校の校長先生のところに行った時も、お茶を出している給食の日に、牛乳がないことで栄養価が低いように見えますかと言ったら、この給食だったら全然そんなことないです、ということでした。なので、建前とかの前に現実的に、健康をベースに考えたときに、本当に何が子どもにとって良いのかというところは、まだまだ議論の余地はあると思うのですが、SDGsとか感謝の気持ちだけで、子どもの健康を損ねるリスクを冒してまでする必要はあるのかは、まだまだ議論の余地があるんじゃないかというところ。そこの知識は、皆さんもこれまでのアップデートされてない知識ではなくて、最新の情報もアップデートしながら、何が良いのかを考えて欲しいなと思います。ただ、この15トンの残渣というのも、知恵を出したら他の活用方法とかもあるかもしれないし、そもそも抑制する方法もあるかもしれないし、そこはまた皆さんと議論したいところです。

- ◆教育長（竹内悟）学校給食で排出される生ごみの再利用というのは、条南小学校のものを言っているのですか。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）条南小学校でやっていたコンポストは、肥料に変えるというもので、先ほど説明したのは、有機性廃棄物を処理することによって、ごみ処理のエネルギーに変える、助燃材化することに取り組めないかということを検討しているというもので、条南小学校の取組みとはまた別になります。
- ◆教育長（竹内悟）どこかの学校がSDGsの関係で、給食の残渣量にすごく取り組んでいて、実際に残渣を目にして、という発表会の流れが最近よく取り上げら

れていると思うのですが、食べるということの重要性と残すということの意味合いというのは、結局食育に繋がっていて、食育だけをやるというのは、今の学校教育の教育課程の中では非常に難しいんです。だけど、皆さんに知っておいてもらいたいのは、学校長が作成する学校教育計画の中に必ず食育について入っています。今年度のスタートの段階で、ちょっと僕は意地悪をして、すべての計画を1回全部ゼロにして作り直すようにという話をして、出来上がってきたものに目を通しましたが、あまり変わっていませんでした。食育の部分は特に。ただ、市を挙げて、市長がいろんなところで声を上げている、そういう状況になっているのだから、学校現場もそれを受けて授業との関連の中で、例えば、保健の授業や家庭科の授業、理科の授業、いろんなところで、先生方がちょっと「食育」という意識を持つことによって、食べる大事さ重要性というのは、極端に成果が出るものではないですが、子どもたちに伝わっていく。それを継続してやっていくようにという発信は、教育委員会としてはしていかないといけないと思っています。なかなか食育だけやりましょうという、学校長の優先順位はどうしても低くなります。私自身も、「学力学力」と言っていて、そこに向けて取り組んでいる学校に「さあ次は食育食育」という訳には、なかなかいかないです。だから、関連づけて意識するように、各校長に指導なり政策なりを伝えて、私からも教育委員さんからも、みんなで声をかけてやっていかないと、子どもの安全安心な成長に繋がっていかないと考えています。

- ◆市長（南出賢一）教育長がコメントしてくれたので、関連づけて話しますと、我々市長部局というのは、子どもたちがより良い環境で安全に安心してより質の高い教育を受けるための環境整備まではお手伝いできるんです。ただ、中身の施策をどうするかというのは、現場に頑張ってもらわなければならない。その連携が非常に大事な中で、今日よりも明日を良くしようと一步一步着実に進めていただいているところも、大変評価しています。だから、例えば、学力のことを言っても、私の立場から言うと、中身の内容というよりは、子どもたちの栄養状態がちゃんと満たされる状態にあると落ち着いているんです、栄養医学的に言っても。ビタミン、ミネラルが不足している子は落ち着きがなかったりする。それを見える化して、足りないものを補ってあげると落ち着いたりするんですね。ベースが落ち着いて集中できるようになると、学力は上がりやすくなる。でも、土台ができていないまま良い教育をしても、なかなか吸収できない。なので、できるだけ人間の土台を安定させるための実は一番の前提、食べ物からしか体はできないですから。そこにしっかり力を入れるということと、ちゃんとした健康があってこそ、いろんな活動がより生きてくるので、そこに対する力の入れ方というのは、私は大事じゃないかなというのが前提です。もう1つ、私は全く牛乳を否定するわけではありません。ただ、どういうプロセスで作られたものかということが非常に大事ということです。例えば、日本人が合うのは、A1（エーワン）タイプ、A2（エーツー）タイプで言ったらA2タイプの牛乳です。あとは低温殺菌であったりとかトレーサビリティがちゃんとできてきて、最高にいいのはグラスフェッド。放牧で牧草牛とか、和歌山に牧場があります。そういうところの牧場で話を聞くと、結局、今の乳の集荷システムでいうと、乳牛の組合がお金をもらって回って行って、そこで集荷したやつを全部同じところに入れていきます。ものすごく丁寧に作っているところの牛乳も、バンバンと成長をさせるためにストレスをかけながら乳を絞っている牛乳も、全部ごっちゃにして入ってきて、私たちのところに回ってくるというのが現状です。なので、給食で出すのであれば、より安全なものを出すというのは行政の責務だと思うので、そこをどうするかということも1つの課題なのかなと思いますし、この議論はなかなか答えが出ないのですが、ただ、

健康に対するリスク意識は日本よりも世界の方が進んでいます、現実的に。栄養医学をわかっているお医者さんからしても、ちょっとリスク高いよ、という前提がまだまだ日本では浸透してないので、そこはちゃんと学びながら、中長期を本当に考えるのであれば、どうあるべきかということは考えないといけないというのは思っています。もし私が言っていることに対してもご意見があればお願いします。

◆教育委員（奥健一郎）ありがとうございました。すごく勉強になったと思っております。それでも申し上げたいのは、今日の議論で欠けているところは、「残す」ということだと思っています。私は牛乳の是非に関しては、どっちかというところと否定的な方です。しかし、今、牛乳を残しているのは、牛乳は体に良くないから飲まないようにしようとして残しているわけではないと思うんです。だから例えば、受け取る側の意識として、確かに牛乳って問題だよ、だからあんまり飲まないほうがいいよね、だから残っているね、という現状を見続けているならば、声が出てしかるべきです、現場からも。でもそうじゃないということは、それ以外の原因だと思っています。だから、我々がこういう意識を持って、すごくいろいろしていく、それはあくまでも提供する側の意識であって、受け取る側の意識はまた別だと思っています。ただ、受け取る側もそれに応じて同じように発展してもらわないと困るかなとは思っています。ですが、牛乳は体に良くないから残している、だから残渣が多い、ということではないと思います。別に牛乳が良い悪いの是非を越えて、ものを粗末にしても別に、こんなもんなんじゃないの、というような意識が根底にあるのであれば、それが問題だと申し上げているということです。

◆市長（南出賢一）奥委員が言っていることは分けて考えるべきことだと思っているんですね。誰も残していいとは絶対に思っていないんですよ。ただ、出す方に関しては、良いものは提供しましょう。体に負荷がかかるものは引き算していきましようというスタンスなんですね。となった時に、そもそも出す側としては、ちゃんとしたものを出す、それも適正な量で出す。受け取る側はちゃんと感謝をしていただいてもらう。そこの気持ちをどう育むかというところは、ごっちゃにして考えるのではなくて、出す方の調整もありますし、受け取る側の心の育み、両方大事だと思っています。なので0か100かじゃないと思いますので、そこは分けて考えた方がちゃんとした議論ができるんじゃないかなと思っています。多分誰もこの現状が良いとは思っていないと思いますし、さっき池島先生も言っていたように、明らかに間違った考えで、摂らないことで痩せようとか、それは成長期においては違うと思いますし、その辺も含めてどうあるべきかということは、心と体という観点から考えていかないといけないなと思います。

今日は結論を出すようなものじゃないですね。意見交換の場ですよ。

◆教育委員（西尾剛）残す理由についてアンケートを取ったことはないんですか。

◎教育政策課長（大塚和弘）おそらくないと思います。

◆教育委員（西尾剛）とって見たらどうですか。

◎教育政策課長（大塚和弘）そうですね。実態がどうなのかというところを含めて、検討の余地はあるかと思っています。

◆教育委員（奥健一郎）今日は結論を出す場じゃないですが、さっき池島委員がおっしゃった、食べたら太るから食べない、それも残すということの意味ですよ。だから、結局、今回出てきたテーマの「残す」ということをどう捉えるかということ、それが次回からまた継続審議していくことかなと思いました。

◆市長（南出賢一）せっかくなので話しますと、金芽米を入れ始めた頃は残渣量が減ったんです。これは理屈じゃないんです。この間、医食同源米によって国難を解決するコンソーシアムの産官学民が立ち上がって、とある大学で調査報告があ

ったのですが、やっぱり中身を変えることによって、就学前の施設ですが、米だけではなくて圧倒的に他の副菜とか主菜も食べ残しが減ったということなんですね。なので、心の部分の考え方と心の育みだけではなくて、いかに美味しく食べてもらうかというところの努力も同時にやることによって、より進む。だからさっきのふりかけの話もそうなんです。より美味しく食べてもらうために、同時にミネラルもたっぷり摂っていただきながら、ご飯が進む、食べるから健康になる、食べ残しが減る。合わせ技でしていかないといけないと思いますので、これだけではなくて、いろんな角度から、より良い方向に向かっていけたら嬉しいなと思っています。

- ◆教育委員（奥健一郎）おっしゃる通りだと思います。
- ◆市長（南出賢一）いろいろと忌憚のない、こういった意見交換ができたこと、本当によかったなと思います。多岐に渡っていろいろご尽力いただいていること、心から感謝申し上げますし、今日よりも明日、一歩でも子どもたちのために良くなるように、引き続き皆さんと進めていけたらと思います。

※協議事項終結

午後 3 時 5 8 分終了